

学生協ニュース

No.9

東北大学学生生活協議会広報委員会

日就寮 教官拘束の実行者を名乗る 要求は「入寮募集停止」即時解除 一方で不法入寮者はそのまま

「日就寮」が犯行声明 暗闇での拘束を「真摯な質問」と主張

11月9日夕方に発生した教官(学寮専門委員会委員長)拘束事件については、「学生協ニュースNo.8」でその概略をお伝えしました。この計画的拘束事件について日就寮名義のビラ2点(11月10日、11月22日)が配布され、拘束事件の当事者であることを認めています。

日就寮のビラには「学生の真摯な質問に云々」といっています。確かに大学の教官は、一般的に学生に対して質問に「真摯」に応えるよう努めるべきでしょう。しかし、あくまでも適切な時と場所において、しかも最低限度の礼節が守られたうえのことです。暗闇の中での帰宅を遮っての拘束、繰り返される写真撮影、野次怒号、発言を強要する行動等が礼節を全く逸脱していることはいうまでもありません。過去の学生部長会見でもそうだったように、「真摯な質問」は暗闇の中に多数を持んだ訊間に他ならないものでした。

これは今回の事件が今までの一連の拘束事件、乱入事件(以下に列記)とまったく同じ性質のものであることを示しており、安易に寮連等の言う「質問」、「話し合い」等の言葉に惑わされる危うさを物語っています。

- 1) 平成10年7月16日「学務部長を拘束」については「寮連」がビラで声明
- 2) 平成11年4月30日「学務部職員を拘束」については「日就寮」がビラで声明
- 3) 平成11年6月16日「法学部教授会に乱入」については「寮生共闘」がビラで声明

是正後の電気料が全て支払われるも、「募停解除」との取引

すでに「学生協ニュース No. 7、No. 8」でお知らせしたように、10月19日に有朋・日就2寮の10月請求分が全額支払われるとともに、11月9日には昨年5月請求分から本年9月請求分の未納分も支払われました。大学は直ちに二重払い防止等の確認手続に入り、裁判で係争中の6名分の未納分は確認の上、国庫に納入の事務手続を行いました。また「訴えの取り下げ」の手続を行っています。

更に11月19日に11月請求分電気料(10月使用分)の全額が支払われました。これらの支払いは問題解決への大きな一歩であり、大学が入寮募集停止にまで踏み切ったことの成果と受け止めています。寮連は「支払ったから直ちに入寮募集停止を解除せよ」と要求していますが、一方ビラ等では「電気料是正の正当性を認めたわけではない」、「1年生(不法入寮者)の存寮を勝ち取る」等と主張している事実は看過できません。

大学人の叡智をもって長期的な視点で解決を —不法入寮者の存在と寮連・2寮の不法行為等が障害—

日就寮と有朋寮にはまだ10名以上の不法入寮者がおります。この不法入寮は8カ月も続いています。

2寮が昨年12月における大学の電気料支払いの呼びかけを無視し、評議会で決定された入寮募集停止措置に公然と違反した結果です。寮連は、本年4月に学業に希望をもって東北大学に入学した新入生を「電気料不払い運動」に巻き込み、自分たちの主張を通すために利用していました。その責任は重いといわなければなりません。

その上、4月以来も寮連及び2寮による拘束事件や、脅迫にも似た強要等学生の本分にもとる行為を繰り返していることは軽く見ることはできません。このままでは寮連の要求する即時「入寮募集停止解除」が今後、希望をもって入学してくる新入生を混乱の中に巻き込むことは必至と懸念されます。

有朋・日就2寮の入寮募集停止が解除されるためには、学生生活協議会で検討を行うことになりますが、電気料が今後とも請求どおり支払われるほか、不法入寮者の退去、寮連及び2寮の責任の明確化と謝罪、粗暴な行為への反省と謝罪等、寮の正常な運営ができる条件の整備が必要あります。

一部の東北大生の行為であるとはいって、大学の社会的責任と教育的責任を問われる今、今後の寮のあり方も含めて大学全体の問題として解決しなくてはなりません。学生生活協議会での検討に対して東北大学構成員の方々のご理解とご協力を願いしたいと考えます。